

【資料2】

自治体運営の方針 基本計画（案）【資料3】について

第六次長期総合計画に掲げる「自治体運営の方針」について、市職員における「自治体運営の方針部会」及び「長期総合計画検討委員会」において、検討した結果を基本計画（案）の形に取りまとめた資料が、別紙「自治体運営の方針 基本計画（案）」【資料3】です。

第六次長期総合計画では、5つのコンセプト及び自治体運営の方針について、第2回審議会でお示しした基本構想を掲げ、その下に基本計画を策定し、更にその下に各事業レベルまでを示す実施計画を策定する予定です。

行政改革審議会においては、実施計画の基盤となる基本計画（別紙【資料3】）の内容について、審議していただき、審議の結果は、後の「自治体運営の方針部会」及び「長期総合計画検討委員会」にフィードバックし、基本計画（案）を策定していきます。